主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人岩村辰次郎の上告趣意は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条に定める 上告理由に当らない。所論の量刑不当を上告理由とするか否かは立法政策の問題で あつて憲法適否とはかかわりがない(判例集二巻二号二三頁大法廷判決参照)。ま た記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一二月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判	官	真	野			毅
裁判	官	沢	田	竹	治	郎
裁判	官	斎	藤	悠		輔
裁判	官	岩	松	Ξ		郎